

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

この要件は令和3年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業所規模による区分

区 分	基 準
通常規模型事業所	イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準 (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が 750人以内 の指定通所リハビリテーション事業所であること。 (1) 指定居宅サービス等基準 112 条に定める設備の基準に適合していること。
大規模型事業所(Ⅰ)	ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準 (1) イ(1)に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が 900人以内 の指定通所リハビリテーション事業所であること。 (1) イ(2)に該当するものであること。
大規模型事業所(Ⅱ)	ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準 (1) イ(1)及びロ(1)に該当しない指定通所リハビリテーション事業所であること。 (1) イ(2)に該当するものであること。

解釈通知

(7) 平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
 - ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
 - ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※定員を概ね25%以上変更する場合は、規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所リハビリテーション算定区分確認表」で確認してください。

2 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応【通所リハビリテーション】	① 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(参考様式)
時間延長サービス体制【通所リハビリテーション】	① 変更届出書 ② 運営規程(時間延長サービス体制に係る内容を反映したもの)
リハビリテーション提供体制加算【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)【通所リハビリテーション】	※(Ⅰ)⇒(Ⅱ)の場合は共通必要書類のみ ① 変更届(様式第6号) ② 運営規程(入浴介助サービスに係る内容を反映したもの) ③ 平面図及び写真(入浴設備に関するもの)
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(A)ロ(B)イ(B)ロ【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ ※(A)ロ及び(B)ロを算定する場合はLIFEへの登録が必要
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ ※(Ⅱ)を算定する場合はリハビリテーションマネジメント加算のいずれかの区分の算定が必要
生活行為向上リハビリテーション実施加算	※共通必要書類のみ ※通所リハビリテーションの場合はリハビリテーションマネジメント加算のいずれかの区分の算定が必要
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
運動器機能向上体制【介護予防通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
栄養アセスメント・栄養改善体制	※共通必要書類のみ ※栄養アセスメント加算を算定する場合はLIFEへの登録が必要
口腔機能向上加算(Ⅰ)	※共通必要書類のみ
選択的サービス複数実施加算【介護予防通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ ※運動器機能向上体制、栄養アセスメント・栄養改善体制、口腔機能向上加算のうち2つ以上の算定が必要
中重度者ケア体制加算【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
事業所評価加算[申出]の有無【介護予防通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFEへの登録が必要)
移行支援加算【通所リハビリテーション】	① 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙18)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-3)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ② 介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届(※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

3 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	① 利用延人員数計算シート(参考様式) ※算定の届出を行った月から算定終了月(3月以内。延長する場合は、その旨を届出する必要あり。)まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに届け出ること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① サービス提供体制強化加算要件確認表(参考様式)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

4 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)